

限度額適用認定証等の発行について

■ 認定証の交付を受ける方法

「限度額適用認定申請書」に必要事項を記入のうえ、所属所の地共済事務担当者へ提出してください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」は、組合員本人が低所得（市町村民税が非課税等）の場合のみ使用してください。

※書類記入上の注意※

◎申請書内に記入する標準報酬月額について

掛金の基礎額 = 【標準報酬月額（給料＋各種手当）】を記入してください。

※給与明細の一段目で給与支給明細書の下欄、月額（短期）を記載。

◎申請書内の「入院（通院）予定期間」は必ず記入してください。

なお、平成27年10月から標準報酬制が導入され、標準報酬月額の定期改定日が9月1日となることから、有効期限は最長、翌年の8月31日までとなります。ただし、再任用フルタイム、任意継続組合員、任期付き組合員については期限が異なります。

例1) 平成31年4月1日～令和1年8月31日

例2) 令和1年9月1日～令和2年8月31日

既に、令和1年8月31日までの限度額認定証の交付を受けている方で、9月以降も引き続き認定証が必要な方は、再度申請が必要となります。

■ □留意事項□ ■

1. 限度額適用認定の認定日は、申請のあった日の属する月の1日からとなります。

※遡っての認定はできません。

入院予定のある方は、余裕を持って所属所の地共済事務担当者へ申請書を提出してください。担当者においては、申請書を速やかに地共済へ提出するようご協力お願いします。

2. 有効期限の過ぎた認定証は所属の共済事務担当者を経由して、速やかに地共済へ返却をお願いします。

返却がない場合は、次回以降の認定証等の発行ができませんのでご注意ください。